

国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得

国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）で行う公募型見積合わせ方式における見積その他の取扱いについては、国立大学法人大阪大学会計規程、国立大学法人大阪大学契約規則、国立大学法人大阪大学工事請負等契約細則及び公募型見積合わせ公告（以下「見積公告」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによります。なお、疑問の点については、見積書提出前に契約事務職員（各部局の担当職員）にお尋ね下さい。

（見積参加者の資格）

第1 公募型見積合わせ方式に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付しなければなりません。

（見積方法）

第2 参加者は、本学の取引条件等を十分考慮し、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入に要する一切の諸経費を含め金額を見積もるものとします。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

（見積書の提出）

第3 見積書は、本学所定の用紙をもって1通作成し、見積公告に示す提出期限までに、提出場所へ提出して下さい。郵便又は宅配便（いずれも配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は、見積案件ごとに封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に調達番号、調達件名、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び提出期限日を明記して見積書の受領期限までに到着しなければなりません。なお、電子メール、電報、電話その他の方法による見積は認めておりません。

（見積書提出の特例）

第4 前条に関わらず本学が認める場合は、ファクシミリでの提出を特例として認めます。その場合は必ず本学よりの受信確認を受け取り、その受信確認（写）と共に直ちに原本を提出してください。

（見積書の記載事項及び押印）

第5 見積書には、次の事項を記載し、本学との取引の際に使用する印を押さなければなりません。

- （1） 調達番号
- （2） 調達件名
- （3） 見積金額

- (4) 参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
- (5) 電話番号
- (6) 記載文の訂正部分についての押印（金額の訂正は不可）

（見積書を提出した後の取替等の禁止）

第6 提出後の見積書は、取替、変更、取消しをすることはできません。

（無効の見積書）

第7 見積書で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とします。

- (1) 見積公告に示した見積参加資格のない者の提出したもの
- (2) 調達件名及び見積金額のないもの
- (3) 参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- (4) 調達件名に重大な誤りのあるもの
- (5) 見積金額の記載が不明確なもの
- (6) 見積金額の記載を訂正したもの
- (7) 見積公告において示した見積書の受領期限までに到達しなかったもの
- (8) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出したもの
- (9) 説明会を開催した場合において、同説明会に出席しない者及び特別の理由が無く遅刻した者の提出したもの
- (10) その他見積に関する条件に違反したもの

（契約予定者の決定）

第8 見積の結果、見積参加者のした見積のうち、無効のものを除き、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって見積した者を契約予定者とし、契約の協議を行います。

（同価見積の処理）

第9 契約予定者となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、次のいずれかの方法で契約予定者を決定し、契約の協議を行うものとします。

- (1) 同価の者から再度見積書を徴取します。
- (2) 本学が指定する日時場所において同価の者がくじを引き、契約予定者を決定します。ただし、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととします。

（再度見積）

第10 見積の結果、予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、再度見積書を徴取します。この場合においては、最低の価格をもって見積書を提出した参加者から順次契約の協議を行います。

(参加者不在の取扱い)

第11 見積書の提出日時までに見積書の提出がない場合は、本学が別途選定した者へ見積を依頼し、契約の協議を行うこととします。

(見積結果の通知)

第12 見積の結果は、契約予定者についてのみ通知します。

(契約保証金)

第13 契約予定者は、契約書の取り交わしをするときに、契約金額の100分の10の契約保証金を納めて下さい。ただし、本学を被保険者とする履行保証保険契約〔定額てん補方式〕を結び当該保険証券を提出した場合、または契約保証金を納める必要がない旨をあらかじめ指示したときは、この限りではありません。

第14 契約保証金を納めるときは、契約締結前に本学が指定する預金口座に振込をして下さい。

(契約書の作成)

第15 契約予定者は、契約の協議が整った場合は次の方法により、本学指定の様式で契約書の取り交わしをしなければなりません。

- (1) 契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとします。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に本学が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとします。
- (3) 上記(2)の場合において、本学が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 本学が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(支払い条件)

第16 検査確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとします。

(見積の参加制限)

第17 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後、一定期間本学との取引停止（一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止）とすることがあります。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とします。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 契約の相手方と決定したが契約を締結しなかった者
- (5) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (6) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (7) 不誠実な行為又は社会的信用を損なう行為をした者
- (8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (9) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(異議の申立)

第18 参加者は、見積書提出後において、見積公告、本心得、国立大学法人大阪大学が定めた契約基準等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。なお、契約基準等の関係規程に関しては本学ホームページの調達情報で公開しています。

(その他)

第19 本件調達の契約の相手方を決定するために必要と認める場合は、参加者に対し追加資料の提出を求めることができますものとします。

第20 本件調達に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

附 則

この取扱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成24年10月4日から施行する。

附 則

この取扱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この取扱は、令和元年10月8日から施行し、令和元年10月1日から適用する。